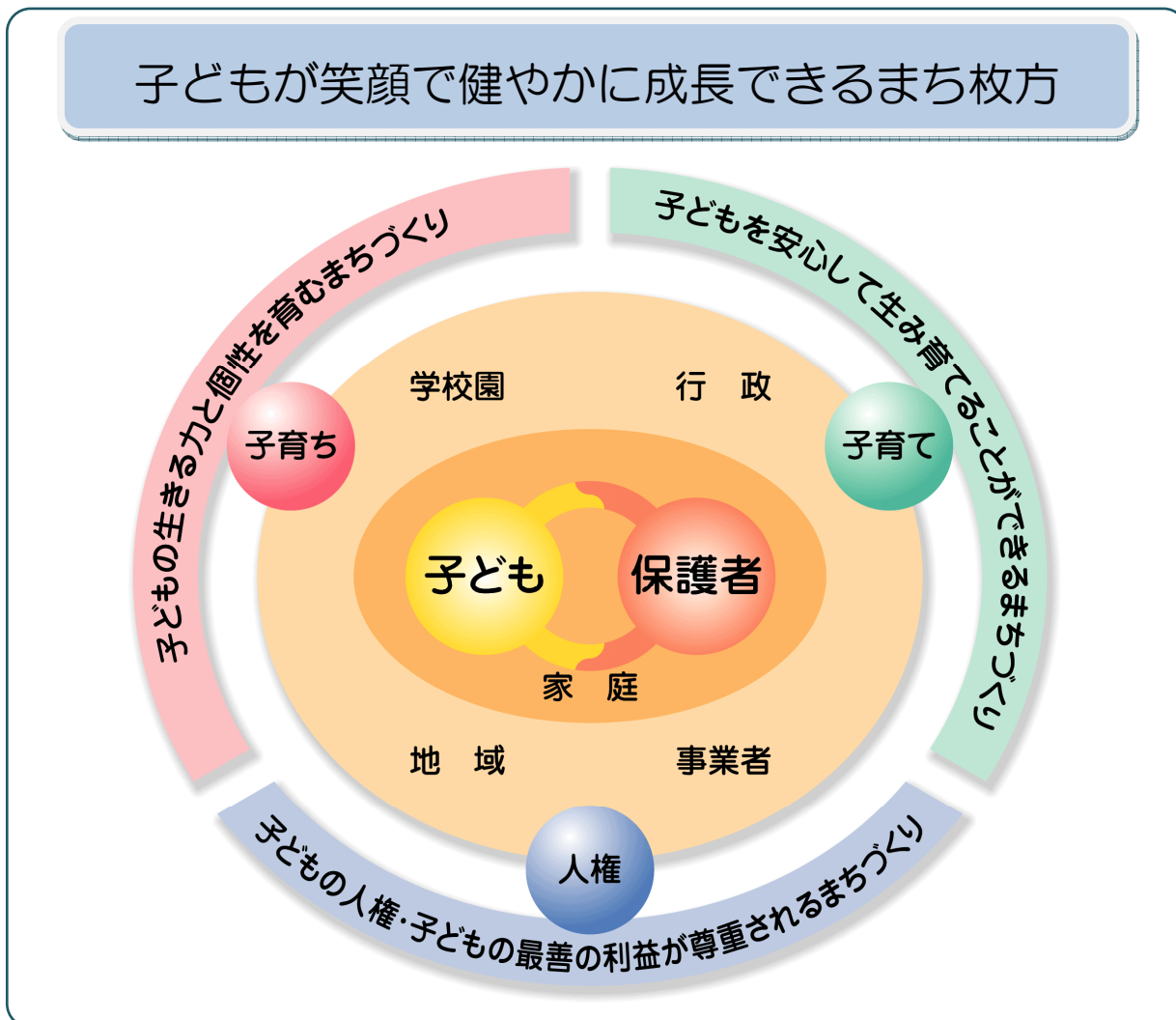


## 計画の基本的な考え方（案）

### 1. 基本理念



少子化や核家族化の進行、家庭と地域とのつながりの希薄化など社会状況の変化に伴い、子どもや家庭をとりまく環境が大きく変化している中で、一人ひとりの子どもが等しく笑顔でいきいきと健やかに育ち、保護者が安心して子育てができるよう『子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方』の実現を目指します。

この基本理念の実現に向け、子どもの生きる力と個性を育み、子どもを安心して生み育てることができるまちづくりを進めるとともに、一人ひとりの子どもをひとりの人間として、子どもが持つ権利や自由を尊重し、子どもの最善の利益を第一に考慮してまちづくりを進めます。

また、家庭、行政、学校園、地域、事業者などのすべての人が、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携・協力しながら、妊娠・出産から子育ての一貫した切れ目のない子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に展開します。

## 2. 基本方向

### 1. 子どもの生きる力と個性を育むまちづくり

少子化により、子どもの数や家庭における兄弟姉妹の数が減少し、異年齢の中で育つ機会も減少しているなど、子どもの育ちをめぐる環境も大きく変化し、子どもの自主性や社会性が育まれにくくなっています。

そこで、子育てについての第一義的な責任は保護者が有するという基本認識を前提としつつ、子どもの特性に応じて、調和のとれた一人の人間として、将来にむけ自己を確立するために、自ら考え判断する力や、豊かな人間性、健康と体力を備えた生きる力、個性や創造性を発揮する力を、家庭、行政、学校園、地域、事業者が相互に連携・協力し、社会全体で育む環境づくりを推進します。

### 2. 子どもを安心して生み育てることができるまちづくり

核家族化、人間関係の希薄化といった社会状況の変化に伴い、家庭の子育て力や地域の子育て機能が低下しており、保護者の子育てに伴う負担や不安、孤立感が高まっています。また、近年の厳しい社会経済状況の影響から共働き世帯の増加や就労形態が多様化しています。

多様な家庭形態に配慮しつつ保護者の気持ちを理解し、親の育ちや子育てに喜びを感じることができるよう取り組みを進めます。また、医療・保健・福祉などさまざまな分野の関係者がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携・協力し、出産から子育てまで、仕事の両立支援ができるよう、子ども・子育て支援サービスの安定的な提供を行うなど、子どもを安心して生み育てることができるまちづくりを推進します。

### 3. 子どもの人権・子どもの最善の利益が尊重されるまちづくり

児童虐待、いじめ、不登校などの問題が深刻化する中で、子どもを保護の対象としてのみとらえるのではなく、子ども一人ひとりを権利の主体としてその人権を尊重し、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利などを定めた「子どもの権利条約」の趣旨を踏まえて、具体化を図っていく必要があります。

そこで、子どもの人権を尊重し、子どもの最善の利益を第一に考慮することを、全ての子ども・子育て支援施策の基本として、まちづくりを推進します。

### 3. 施策目標

---

#### 施策目標1 子どもの生きる力を育む環境の整備

---

すべての子どもの確かな学力、健やかな身体、豊かな心を育成し、未来の担い手である子どもの「生きる力」を伸ばすことができるよう、教育環境の整備などに努め、子どもの教育の充実、家庭教育への支援などの取り組みを推進します。さらに、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援の質の向上を図るとともに、小学校教育への円滑な接続を推進します。また、障害のある子どもや配慮を要する子どもへの支援の充実や専門的な支援を行う療育体制の拡充、生きていく上での基本である食育などを推進します。

#### 施策目標2 子どもの個性や創造性を育む環境の整備

---

都市化が進み、かつて子どもたちの遊び場や自然と接する機会などが減少している中で、子どもが安全に過ごせる居場所づくりを推進します。また、スポーツ・文化芸術活動、社会活動、環境教育などのさまざまな体験活動や、高齢者や外国人など、幅広い世代や地域内外の人々との交流の機会を通じて、子どもが個性を発揮し、主体性や創造性を育むとともに、子どもたちが将来に夢を抱くことができる環境を整えるよう努めます。

#### 施策目標3 子育て家庭にやさしい安全・安心なまちづくりの推進

---

子どもを安全に安心して生み育てられるよう、妊娠、出産からの子育てを通じた支援を行うため、母子の健康保持・増進、出産・育児の不安軽減を図る訪問・相談や情報提供、子どもへの医療対策の充実に向けた取り組みなどを進めます。子育ての経済的な負担軽減を図るため、子どもの医療費助成や児童・生徒への就学援助などを推進するとともに、今後の社会状況や国の動向を踏まえ、柔軟な対応に努めます。また、ひとり親家庭に対しては、親が安心して子育てをしながら就労できるよう、適切な支援と相談体制の充実を図ります。また、安心して外出できるよう道路や公園などにおけるバリアフリー化などの生活環境の整備や、交通事故・犯罪などの被害から守るための安全対策を推進します。

## 施策目標4 地域における子育ての相談・支援

---

すべての家庭が安心して子育てができるよう、身近な地域における子ども・子育て支援として、育児の悩みや不安を抱える保護者が孤立しないよう相談、支援体制などを拡充するとともに、これらの支援を行う機関や地域、学校園、事業者との協力・連携を強化し、社会全体で子育て家庭を支援する環境づくりを進めます。さらに、これらの情報をすべての子育て家庭に伝えることができるように、情報提供の充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場を提供し、仲間づくりや社会参加の促進などを図ります。

## 施策目標5 子育てと仕事の両立支援

---

共働き家庭の増加やひとり親家庭などによる保育ニーズに対応し、子育てと仕事の両立を支援するため、保育所（園）や認定こども園における待機児童の計画的な解消を図ります。さらに、就労形態の多様化に対応できるよう、保護者の選択に基づき、必要な保育を受けられるよう留守家庭児童会室もあわせて環境整備を推進するとともに、延長保育や一時預かりなどの多様で弾力的な保育サービスの充実を図ります。

また、男女がともに子育てに参加し、喜びと責任を分かちあえる環境づくりを推進できるよう、働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、啓発活動などの取り組みを進めます。

## 施策目標6. 子どもの人権擁護の推進

---

子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼす児童虐待やいじめの問題など、子どもへの人権侵害が深刻化する中で、子ども自身が自らの権利に対する意識を持ち、自らを守る力を養うことができるよう人権教育を推進するとともに、虐待の発生予防、早期発見、早期対応に向け、関係機関と連携し、相談・支援の取り組みを進めます。

また、いじめや不登校などに悩む子どもの心に寄り添い、心のケアを図るための取り組みを進めるとともに、インターネットなどを利用したいじめや、子どもへ悪影響を及ぼす有害情報など、大人から見えにくい形での新たな問題に対する対策にも取り組みます。

# 枚方市子ども・子育て支援事業計画 体系図

基本理念

子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方

	基本方向	施策目標	推進方向	イメージ 対象者
子育て	I 子どもの生きる力と個性を育むまちづくり	1 子どもの生きる力を育む環境の整備	1-(1) 幼児期の教育・保育の質の向上	乳
			1-(2) 小学校教育への円滑な接続の推進	乳 児
			1-(3) 豊かな心の育成の推進	乳 児 生
			1-(4) 確かな学力と健やかな身体を育む環境の充実・向上	乳 児 生
			1-(5) 食育の推進	妊 乳 児 生
			1-(6) 障害のある子どもへの支援の充実	妊 乳 児 生
	2 子どもの個性や創造性を育む環境の整備	2-(1) 子どもの居場所づくりの推進	乳 児 生	
		2-(2) 子どものスポーツ活動の推進	乳 児 生	
		2-(3) 子どもの文化芸術活動の支援	乳 児 生	
		2-(4) 子どもの国内外交流の推進	乳 児 生	
		2-(5) 子どもの社会的活動の推進	乳 児 生	
		2-(6) 子どもに身近な自然環境の保全と環境教育の推進	乳 児 生	
子育て	II 子どもを安心して生み育てることができるまちづくり	3 子育て家庭にやさしい安全・安心なまちづくりの推進	3-(1) 母子の健康づくりへの支援	妊 乳
			3-(2) 子どもへの医療対策の充実	乳 児 生
			3-(3) 子育てに対する経済的支援	乳 児 生
			3-(4) ひとり親家庭の自立支援	乳 児 生
			3-(5) 安全・安心に子育てできる生活環境の整備	妊 乳 児 生
	4 地域における子育ての相談・支援	4-(1) 子育てに対する相談体制の充実	妊 乳 児 生	
		4-(2) 子育てに対する支援体制の充実	妊 乳 児 生	
		4-(3) 子育てに関する適切な情報提供の推進	妊 乳 児 生	
		4-(4) 子育て中の社会参加支援	乳 児	
	5 子育てと仕事の両立支援	5-(1) 多様な保育サービスの充実	乳	
		5-(2) 放課後児童対策の充実	児	
		5-(3) 男女共同子育ての推進	妊 乳 児 生	
	III 子どもの人権・子どもの最善の利益が尊重されるまちづくり	6 子どもの人権擁護の推進	6-(1) 人権教育の推進	妊 乳 児 生
			6-(2) 子どもへの虐待のないまちづくりの推進	乳 児 生
			6-(3) いじめ・不登校などへの対応	乳 児 生
6-(4) 子どもを取り巻く有害環境対策などの推進			児 生	

対象者凡例： 妊 妊産婦 乳 乳幼児 児 児童 生 生徒

\*対象者は現段階のイメージであり、今後各推進方向に沿って具体的な取り組みを検討していく中で、変更する場合があります。